

# 貯留事業に係る保安の確保の検討の方向性

# 貯留事業に係る保安の確保の基本的な考え方について

## 保安措置義務について

- 貯留事業者が、実施計画や保安規程に記載する保安措置の内容は、「CCS事業法第66条第1項」に係る保安措置義務として省令で定めることとされている。

(貯留事業者等の義務)

第六十六条 貯留事業者は、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

一 貯留事業のための土地の掘削

### 二 貯留層における二酸化炭素の貯蔵

三 貯留等工作物の工事、維持及び運用並びに火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類をいう。以下同じ。）及び火気の手扱い

2 試掘者は、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

一 試掘のための土地の掘削

二 貯留等工作物の工事、維持及び運用並びに火薬類及び火気の手扱い

3 (略)

- このうち、貯留事業に関する保安措置のうち第1項第1号の「土地の掘削」と第1項第3号「工事、維持及び運用並びに火薬類及び火気の手扱い」は、試掘と同様の作業であり、必要とされる保安措置は、既に施行している試掘に関する保安措置（第2項第1号・第2号）をベースとして定めていくこととしてはどうか。
- 本小委員会では、**貯留事業段階特有の保安措置義務である、第2号「貯留層における二酸化炭素の貯蔵」の内容について、主に検討することとしてはどうか。**

# 貯留事業に係る保安の確保の基本的な考え方について

## 保安措置義務について（続き）

- 「貯留層における二酸化炭素の貯蔵」に関して、貯留事業者を求めるべき保安措置としては、リスクマネジメントの観点から、以下の事項に関し講ずべき措置の内容を検討してはどうか。
  - ① 二酸化炭素の注入を適切な方法で行うこと
  - ② 二酸化炭素の注入時や注入後のモニタリングを適切な方法で行うこと
  - ③ 緊急時には適切な措置を講ずること
- 検討に当たっては、個々の貯留事業場毎に、二酸化炭素を貯蔵しようとする場所やその周辺の状況、対応すべきリスクなどが異なり、「適切な方法（例えば、注入する際の圧力や速度など）」も個々の貯留事業場毎に異なることに留意する必要がある。
- 個別の貯留事業場において適用可能なリスクアセスメントの在り方についてあらかじめ検討を深めておくことが重要。具体的には、ISO27914や苫小牧での実証の経験といった国内外の事例を参考にしつつ、適切なリスクアセスメント手法について別途専門家による検討も踏まえて、本年夏頃までに議論をすすめることとしたい。

# 貯留事業に係る保安の確保の基本的な考え方について

## 作業監督者について

- 貯留事業における作業監督者について、その業務の範囲や選任要件等の検討を進める。

## 技術基準について

- 貯留において対象となる貯留等工作物を定め、導管輸送工作物に関する技術基準と併せて検討を進める。